

農用地等集団化事業

【農林-農村委 0802】

令和 8 年度 下鍋倉地区経営体育成促進換地等調整業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 9 月

横手市農林部 農林整備課

第1章 総則

第1条 適用範囲

本業務の施行にあたっては、「秋田県委託業務共通仕様書(令和7年10月1日以降適用)」(以下「共通仕様書」という)に基づき実施しなければならない。

第2条 業務内容

本業務は、下鍋倉地区の各種面的事業の換地業務に必要な事項の基礎調査業務を行うものである。

第3条 打合せ等

調査業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せ時期については、監督職員の指示する日又は業務担当者が必要とする日に行うものとする。なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには主任技術者が立会うものとする。

打合せにおいて指示又は承認した事項は本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第4条 資料の貸与

- 貸与する図書及びその他の関係資料は、下記のとおりとする。
 - ・本業務について、業務上必要と認められる資料
- 貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
 - 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほかは完了時に一括返納しなければならない。

第2章 業務内容

第5条 作業項目及び数量等

- 本業務の作業項目及び数量等は次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1)地区内農地等状況調査 ア)権利者確認調査	A=175.5ha 権利者 120人	

(1) 権利者確認調査

登記簿の確認、現地の確認等により土地の権利者関係、農地中間管理権等の設定状況、農作業受委託の実施状況その他各種権利関係の状況の調査を行い、その結果を筆ごとの調書、権利者ごとの名寄帳等へ整理するとともに、これらを基にした従前地図面の作成等を行う。

第3章 成果品

第6条 電子納品

1. 電子納品対象業務

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省「測量成果電子納品要領、土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」とする）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名または押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

2. 成果品の提出

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

「要領」で特に記載のない項目については、原則として、成果を電子化して提出する必要はないが、監督職員と協議のうえ電子化の是非を決定すること。

3. 業務委託成果品の電子納品に関わる費用

成果品の納品に関わる費用については、従来どおりの扱いとし、歩掛等の増減は行わない。

4. 電子納品によりがたい場合の措置

請負者が電子納品によりがたい場合には、発注者の承諾を得て、従来通り紙媒体で書面及び資料の提出を例外的に行うことができる。

5. 電子納品に係る調査

発注者が電子納品に係る調査を行う場合、請負者は調査に協力するものとする。

第7条 成果品の提出

1. 提出すべき成果品は、下記に示すものとする。

区 分	規 格	部 数	備 考
1) 戸籍簿、除籍簿、住民票または戸籍の附票等		1 式	報告書(A4) 2 部 電子媒体(CD-R) 2 部
2) 相続関係説明図			

2. 成果品の納入場所は横手市役所農林部農林整備課、もしくは監督職員の指定する場所とする

第8条 検査

1. 請負者は成果品の検査を受ける場合、あらかじめ成果品及びその他の関係資料を準備して責任者を立ち合わせなければならない。

2. 検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、検査員が閲覧を希望する書類の検索・閲覧を行うための機器操作は請負者が行うことを原則とする。

3. 請負者の都合で検査に必要なソフトウェアを準備する場合には、機器類を含めて用意することができるものとする。

第4章 その他

1. 上記各条で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。